

国分寺市民戸倉野球場の指定管理者の指定について

国分寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条（指定管理者の指定）の規定により、以下のとおり指定管理者を指定いたしました。

1 指定管理者として指定した法人その他の団体の名称及び所在地

名 称 日本管財・TAC共同事業体

所在地 東京都中央区日本橋二丁目1番10号

2 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

国分寺市民戸倉野球場

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで